

第 22 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 4 月 6 日（水）午後 1 時から
- 2 現地調査 総会開会前 農業振興地域整備計画変更申請現地調査
- 3 総会の場所 南箕輪役場 講堂
- 4 議 事
議案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更申請について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 3 条関係について
所有権移転
議案第 3 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
農業委員会許可処理案件
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定各筆明細について
議案第 6 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 5 協議事項
①農地取得要件における下限面積について
②農地あっせん事業について
③農業委員会における今後の最適化活動について
（活動記録セットの活用）
④農業委員会協議会総会について
5 月 9 日（月）総会終了後午後 4 時頃から
⑤農地買受け借受け希望について
⑥農地貸付け売渡し希望について

- 6 その他
- ①農地相談会の報告
 - ②当面の日程について
 - ③その他

7 出席農業委員（11人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

唐澤喜廣	伊藤篤
------	-----

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

11 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子	農政係長	清水康博

	<p>開会前</p> <p>産業課、新規職員は自己紹介をする。</p> <p>農政係 小町谷 悠 山口 美咲 農業委員会 佐藤 裕一</p>
事務局長	<p>令和4年度、引き続き産業課職員一同よろしくお願い致します。</p>
唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>春めいてまいり、農作業も本格化します。農作業中の事故に注意し励んでいただきたいと思います。本日の出席者でございますけれども農業委員、農地利用最適化推進委員とそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第22回農業委員会総会を開会致します。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、唐澤喜廣委員と伊藤篤委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告 6件24筆</p> <p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 5件8筆</p>
議長 委員一同	<p>報告事項①について、番号4-1から番号4-6まで質問・ご意見ありますか。 (特になし)</p>
議長 委員一同	<p>特にございませんか (はい)</p>
議長 委員一同	<p>報告事項②について、合意解約についてはどうでしょうか。 (特になし)</p>
議長 委員一同	<p>ありませんか。 (はい)</p>
議長	<p>では報告事項①、報告事項②については受理いたします。</p>

事務局 議長	③農業委員会の女性委員登用目標及び取組計画について報告 来年、令和5年7月に農業委員会が改選になります。それに向けて女性の委員を3名以上にせよということで、その間にこの目標を達成する取り組みをしなければならないので、皆さんの方でもひとつ確認をしておいていただくようお願いいたします。
議長 委員一同	何か質問等ありますか。 (特になし)
議長 委員一同	ございませんか。 (はい)
議長	報告事項③の資料にスケジュール等が書いてありますので、皆さんもご承知おきいただくようお願いいたします。
事務局 議長 唐木義秋議員	④農地所有適格法人()の設立について報告。 質問・意見ありますか。 はい。当該人の年齢をお聞きするのは個人情報的に問題ありますでしょうか。
事務局	正確な年齢については未確認ですが、 です。 で従事されていて、ご本人の住所は ですが、農地は に借りているところもある他、 にも農地があります。
議長 委員一同	他にありますか。 (特になし)
議長	なければ、これも受理とします。
事務局 議長	⑤大芝地区営農型発電施設に係る営農状況報告について報告 資料では作業日誌、薬用人参会計までしっかり出されていますが、質問等ありますか。確か、昨年、出荷しようと思ったら残留農薬の関係で薬用人参の根が出荷できなかったということだったと思いますが。
事務局	残留農薬が出たため、根は掘り起こさず、 の方で葉と茎の成分分析中にそちらが利用できることが判り、葉と茎だけは買取ることになったと思います。葉と茎から高濃度の有効成分が採れたので、今後は根を残したまま葉と茎の出荷を継続してやっていく形を考え、今年度はそれにチャレンジし、農薬が使われる前に育てて刈り取るようにすると仰っていたと思います。
議長	計画が変わってくるということになると思うが、計画の変更申請は必要なのか。そのままで継続してやって良いのか。作るものが変わった場合には県などに報告しなければならないのか。
伊藤篤委員	昨年、継続かどうかの判断をしたが、その段階では今年から根を収穫するという計画だったので、それが茎や葉に変わったということであれば、変更届を出してもらおう必要があると思いますが。

議 長	<p>今年、根も掘ってしまうということであれば良いが、根はそのまま、これからは茎だけを売るのであれば計画変更にあたるのではないかと思います。当初の計画では全部掘った後に再度土壌消毒をし、植えるなり種を蒔くなりして次のステップに移るという計画だったので、これについては、そのままが良いのか、計画変更の申請なりが必要なのかどうかという事を確認しなければと思います。</p>
事務局 伊藤篤委員	<p>どのような手続きが必要か、県へ確認しておきます。</p> <p>茎だけを収穫となると、元の人参がだんだん痩せてなくなってしまう気がします。最盛期に、人参を大きくしなければいけない時に茎を採ってしまうので、何年後かにそういう問題が出てくることを考えているのでしょうか。実際に作っている人でないと判らないとは思いますが。</p>
事務局	<p>その点は本人（ ）たちも懸念されていて、継続して茎と葉を出荷できれば良いが、伊藤委員さんのおっしゃるとおり、本来出荷する人参部分がなくなっていくのかどうかということも、現在は試行錯誤している最中ということは何っています。</p>
後藤幸子議員	<p>人参組合の収支報告を見ると、 には と と ですが、他のところに8月6日と8月12日に という売上があり、人参の ほどになると思う。</p> <p>この8月6日と8月10日の売上の詳細はこの収支報告には必要ないのでしょうか。</p>
議 長	<p>現在のところ諸々不明だが、6月頃に現地確認に行かなければならないので、それまでに皆さんで資料を精査いただき、疑問点をその時にぶつけていただきたいと思います。また、資料（P.12）の7）に葉と茎の収穫を継続した場合の追肥等について明記があるが、伊藤委員からあった懸念のように確認が必要であるし、計画変更の申請が必要かどうかについては、事務局で確認をお願いします。他にございますか。よろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>（意見なし）</p> <p>報告事項は以上といたします。</p>
議 長 事務局 議 長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題とします。</p> <p>朗読 上程</p> <p>除外1につきまして、地区担当委員・北爪秀夫委員からの補足説明をお願いします。</p>
北爪秀夫委員	<p>今、事務局から説明いただいたとおり、譲渡人の と譲受人の とは となっております。申請地の東側には の住宅があり、西側は という方の住宅が隣接して挟まれた土地となっております。譲渡人の は昨年 し、 住まいを現在していますけれども、先々 ことを考え、住</p>

議 長	<p>宅の建設をしたいという今回の申請になっております。また、除外面積 560㎡は少し広い気がしまして、お聞きしたところ、申請地は道路から下がっているの、なだらかな斜めの下り坂にし、車の出入りをスムーズにするため、広いスペースを取りたいということでした。この土地は第1種農地でありますけれど、申請地両側には住宅が建っており、集落接続と考へ、近隣の耕作に与える影響も少ないと思います。また、申請理由にもあるとおり、先々 [REDACTED] している農地の管理を行うということでもあります。除外1について、質問・ご意見ございましたらお願いいたします。ございませんか。</p>
委員一同 議 長	<p>(意見なし)</p> <p>除外する要件の中にある集落接続は、皆さんも見ていただいた通りです。また一番に、農業に資する施設の建設にあたるかどうかは問われますが、一般住宅ということになれば農業に資する施設として認められます。皆さんの意見が特になければ、除外1の案件について、農業委員会としてやむを得ないということによろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>では、除外1につきまして、農業委員会では許可相当ということで、農振協議会に意見を述べさせていただきます。</p>
議 長 渡邊健寛委員	<p>除外2の案件につきまして、渡邊健寛委員の説明をお願いいたします。申請場所は、西側に工場が出来たり、北側は住宅地の開発が進んだりという地域ですので、住宅を建てたいということでやむを得ない部分があると考へます。畑の所有者は一昨年まではしっかりと耕作されていましたが、昨年は大変そうな様子もみられ、 [REDACTED] のために苦しい状況だったと思ひます。</p>
議 長 農政係長 議 長	<p>農政係の方からは、除外1・除外2の案件についてご意見ございますか。特にございません。</p> <p>では、こちらの案件につきましてもご覧の通り、集落の中であるということで集落接続がされているという判断、また一般住宅ということで農業振興地域の振興に資する施設であると確認いただけたと思ひます。また、この案件については第3種農地であることも説明の通りです。皆さんの質問・ご意見ありましたら、お願いいたします。</p>
北爪秀夫委員	<p>場所についての疑問はないのですが、申請面積については条件等あるのでしょうか。1棟の住宅を建てるにはスペースが広く感じるため、宅地面積としての上限はあるのかを確認したいです。</p>
事 務 局	<p>全ての土地を有効に、計画的にできていれば上限はありません。申請の内容を確認し、おかしいところ明らかな疑問点が出てくれば確認はします。以前は上限があったが撤廃されました。広くても、例えば家庭菜園にするなどであれば許可相当となっております。</p>
唐澤喜廣委員	

議 長	極端に広ければ問題かもしれませんが、600 m ² であれば問題ないのではないかと思います。
事 務 局	配置図には、小さい字ですが、庭と畑と書かれています。恐らく家庭菜園をされるのかと思います。
北爪秀夫委員	違う用途にも使用できるように思えますが。
議 長	この例とは別の話になりますが、仮にこの広さを宅地にして南側へ太陽光発電の施設を置いたりすることは可能でしょうか。
事 務 局	除外が済んで計画どおりに家が建てば問題ないですが、常識の範囲内でしていただきたいと思います。家が建つのとほぼ同時に空きスペースに太陽光発電設備も設置されてしまうと、申請内容と違う、ということになるかと思いますが、あくまでも常識の範囲内をお願いしたいです。何年経てば可能になるか、最低年数が定められているなどの決まりや縛りは特にありません。
唐澤喜廣委員	住宅以外のスペースを家庭菜園にすると申請して通った場合、そこに太陽光を設置したとなれば、それは計画変更になるので、届け出は是非していただきたいです。法的に問題なくとも心理的には届け出・報告を是非していただきたいですし、必要じゃないかと思います。
議 長	最初からこのスペースを太陽光に使用しますといった申請は通りますか。
事 務 局	住宅の屋根上ならば問題ないと思いますが、敷地内への設置は除外に入りません。住宅だけの部分でやってもらいたいということになります。計画の際に極端に広い面積の除外については、事前に申請の段階で親切に説明していくことが必要と思いますので、広い面積に家が一軒という時は、チェックをしていきたいと思います。
議 長	他には、特にありませんか。
委員一同	(特になし)
議 長	この2番の案件については、特に反対意見もないようでございますので、除外やむなしということによろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	議案第2号 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程 2件 3筆
議 長	番号4-1について、丸山芳雄委員の説明をお願いいたします。
丸山芳雄委員	番号4-1は、国道153号線の旧道から少し西に上がったところになります。近くに民家もある、いわゆる集落の中の農地になります。自家用の梅畑で、現在数本の梅の古木が植わっています。譲渡人の[]は[]できないため、草刈や剪定を別の方をお願いしていましたが、その方も[]になり農作業が出来なくなったとのことで譲渡希望です。譲受人の[]は[]ですが、[]の水田8枚を[]を通じて購入

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>し、また■■■■でも耕作されていますので、自家用の梅畑として購入されたいとのことです。</p> <p>この案件について、皆さんご意見ございますでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、この案件について可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>番号4-1の案件については、可といたします。</p>
<p>議 長 伊藤良夫委員</p>	<p>続きまして、番号4-2の案件については伊藤良夫委員、説明をお願いします。</p> <p>番号4-2の場所は、広域農道の南原交差点を西に上がったところですが、■■■■を作りに、■■■■の名前で購入したいとのことです。この畑には、現在はブドウが植わっています。以前は私が牧草地として借りていました。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>質問・意見、皆さんの方からございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>では番号4-2の案件、特に意見等もございませんが、可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、可といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて議案第3号・農地法第5条関係に移ります。</p> <p>議案第3号につきまして、見出しが違うとの訂正がありましたので、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2ページのところですが、表題に「農業会議意見聴取案件」とありますが「農業委員会許可処理案件」の間違いです。訂正をお願いいたします。</p>
<p>議 長 丸山芳雄委員</p>	<p>議案第3号 朗読上程 7件、2,689㎡</p> <p>番号1につきまして、丸山芳雄委員からの説明をお願いいたします。</p> <p>位置図は22ページになります。申請地は国道153号線に接する農地で、周りを宅地に囲まれています。譲渡人の■■■■は現在■■■■に住んでおり、長年、実家の■■■■が家庭菜園として耕作されていましたが、5、6年前に■■■■、その後は■■■■が時々■■■■から通われて管理をされておりました。近々、■■■■が■■■■意向があり、■■■■の■■■■するために■■■■がかかるということで土地の処分をされたいとのことです。譲受人の■■■■は現在、■■■■の■■■■にお住まいですけれども、■■■■ということで、これを機に自宅を建てたいということです。上下水道については、村営の上下水道に接続をするということです。また、雨水については、自宅敷地内に浸透樹を設け敷地内処</p>

<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>理を行うということです。ご審議をお願いいたします。 こちらは第3種農地になります。ご質問ありますでしょうか。 (特になし) 本案件につきましては反対意見もございませんので、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、番号1の案件については、可といたします。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>続いて番号2の案件について、唐木義秋委員、説明をお願いいたします。 地図は24ページをご覧ください。国道153号線の南殿地区ですけれども、少し西に入ったところの、[]になります。貸渡人の[]と借受人の[]の関係ですが、[]の[]となります。この土地は畑でしたが、分筆して太陽光発電設備を稼働させたいとの意向です。周りはほとんど全てが住宅地となっておりますので、特に問題はないかと思います。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員 唐木義秋委員 議 長</p>	<p>皆さんからの質問、ご意見ありますでしょうか。 一点よろしいでしょうか。近隣の了解は取っているのでしょうか。 そのように説明を受けております。 村の方では、太陽光発電を設置するについて、制限や条件はありますか。 もし分かるようであれば説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>村の方には太陽光発電施設に関するガイドラインは備えてあります。担当は住民環境課です。ただ、近隣住民への説明は努力義務ということになっており、必ずしなければならないということでは書いてはいないです。見直しをするということも聞いていますが、どのようになっていくかは、まだ分かりません。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>この案件については、特に何も該当するものはないですか。 第3種農地に関しての太陽光発電施設は原則許可できるということで取り扱っています。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>3種農地ですので原則許可ですね。 第3種農地は原則許可と申し上げましたが、周りの農地へ影響があるものについては不許可になるので、その辺りについては審査をしていただくということになります。この案件については、周りが全て所有者の[]の農地で、真ん中をくりぬく形での太陽光施設の設置ですので、周りの農地への影響はないものと思われま。隣の農地が別の方の所有で影になって困るなど、そういった点は審査対象になりますので、よろしくお願</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、唐木委員の説明にあったように周囲は所有者の農地で、近隣の了解も得たということであれば住民からの意見もないと思われるので、皆さんの方から反対意見がなければ、本案件、許可としてよろしい</p>

<p>委員一同 議 長</p>	<p>でしょうか。 (異議なし) 2番の案件は、可といたします。</p>
<p>議 長 唐澤茂委員</p>	<p>続いて、3番の案件について、唐澤茂委員、説明をお願いします。 この農地の所在は、26ページの地図にあります通り、広域農道の東にある、現在耕作されていない農地であります。申請事由は駐車場ですけれども、舗装はせず碎石を敷くという造りで雨水が自然に地下浸透されるということで聞いております。また、西部南箕輪土地改良区の同意も済ませているということでもあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>こちらは1種農地ですが、既存施設の拡張ということで、面積条件にも該当しているということです。 質問・意見、ありますでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 本案件、許可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) では、3番案件、可といたします。</p>
<p>議 長 唐澤喜廣委員</p>	<p>4番について、唐澤喜廣委員の説明をお願いいたします。 こちらは農振除外を認められた土地で、■■■■のご住居の西側の、■■■■の所有地です。土地の北側に■■■■の住宅、南側に■■■■の住宅ということです。上下水道とも公共のものを使用し、それから雨水については宅内浸透だということでございますので問題ないのではないかと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>この案件については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、北爪委員は議事に参加できませんので、よろしく願いいたします。皆さんからの質問・ご意見ございますか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(特になし) 農振除外を受けた土地でありますので、第1種農地ですが、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) 4番案件、可といたします。</p>
<p>議 長 有賀晴彦委員</p>	<p>5番の案件につきましては、有賀晴彦委員、説明をお願いいたします。 土地の場所は30ページとなります。国道361号線の南酪という酪農組合と酒井建設の前の辺りとなります。ここは以前から遊休農地になりかけていた土地で、今回、■■■■の■■■■の方が■■■■と■■■■を兼ねた建物を建設するという事で申請がありました。譲渡人の■■■■は、■■■■にお住まいなので現在は土地の管理をしているだけの状況で、遊休農地</p>

	<p>になりかけている土地でもあり、問題ないかと思えます。土地面積は 470 m²とありますが、実際は畑が三角の西側の頂点部分、64 m²だけで、残りは雑種地が 406 m²となります。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今の有賀委員の説明の通り、三角の頂点部分は地目が現状は畑となっています。広い方は地目が雑種地、現況が畑ということです。農地法上は地目に関わらず、現況主義ということになっていますので、ここは現況が畑で、農地台帳上に畑として載っている農地ということになるので、2筆併せて転用の申請が出ています。</p>
<p>議長</p>	<p>新築建物の申請面積が 54.45 m²となり、全体での土地面積が 470 m²となるということですね。他になければ、第3種農地であります。可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) 5番の案件は、可といたします。</p>
<p>議長 渡邊健寛委員</p>	<p>6番の案件に移ります。こちらは、渡邊健寛委員の説明をお願いします。地図は 32 ページになります。新築で平屋建ての 1 棟を建築したいとの申請です。譲受人の [] は、現在、 [] の [] にお住まいで、南原の範囲内で一軒家を建てたいといくつか見た中で一番良い土地とのことで選ばれたようです。申請地の東側は畑が残っていますが、建物が平屋になりますので、通風や日照の妨げにはならないだろうという話です。上下水道は公共のものを使って雨水の排水は地下浸透処理となっています。周辺は宅地化が非常に進んでおりますので、保育園も近く小学校にも近いということをやむを得ないところとっております。</p>
<p>議長</p>	<p>質問・ご意見ありますでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(特になし)</p>
<p>議長 委員一同</p>	<p>では、6番の案件について、許可といたします。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>6番の案件は、可といたします。</p>
<p>議長 伊藤良夫委員</p>	<p>7番の案件に移ります。こちらは、計画変更を兼ねているようであります。伊藤良夫委員の説明をお願いいたします。地図は 34 ページをご覧ください。広域農道の中の原信号のすぐ上のところ。譲渡人の [] が平成 11 年に住宅を新築するということで転用申請されましたが、家庭の事情で [] へ転出することになり、住宅は建設されずにそのまま現在に至っています。譲受人は [] ですが、南信での仕事が多く、 [] を作るために購入を考えており、こちらへ事務所と倉庫を建設したいということです。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これも農地区分第3種となっております。質問・意見、ありますでしょうか</p>

<p>唐木義秋委員</p>	<p>か。</p> <p>この案件への直接の質問とは少し違ってしまおうのですが、よく計画変更が出されてくるわけですが、当初、その計画を上げてくるときに、預金通帳のコピーや登記簿、設計図面も全部つけてくるわけですね。それを元にこの農業委員会で許可処理案件として、許可しますということで進めていきますが、ちよくちよくこういう変更案件が出てくるというのはどういうことでしょうか。また、1年以内程度に建てなければならないというようなガイドラインの中で、資金繰りも全部整っているにも関わらず駄目になる理由というのを、事務局側でどう判断しているのでしょうか。自分のエリアにも、1年以上経過しても未だ住宅が建っていない案件があるが、それは農業委員として所有者へ指摘すべきなのかどうか。指摘しないことが責任を果たさないということになっても困るので、事務局の考えをお教えいただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、1年経っても計画が実行されてないようなところについては委員さんの方からは是非、声掛けはしていただきたいと思います。事業計画変更については、やむを得ない事情があるものについて計画変更をできるということが手段の一つにもなっていますので、理由はいろいろあると思いますがそれを受け付けられないという訳にもいかないというところがあります。ただ、例えば、ある法人が建売住宅地として取得しておいて、それが実行されないまま計画変更する、またそれを繰り返しているということであれば、その法人に対しての信用性がないわけですので、次に新たな申請が別に出された時は、信用性なしという理由で不許可にしていくということは可能になります。計画変更についてはいろいろな事情があるかと思われまじ、申請の段階で、そこを疑うわけにもいきません。実際に書類が整っているところを見て審議をして、農業委員会としてはそこに家が建っても良いか、農地以外の用途になっても良いかどうかということをお判断していただくということです。その判断材料の一つとして資金繰りなどはありますが、初めの申請段階で計画が本当に実行されるのかどうかを疑うことは難しいかと思えます。ですので、実行されない案件がある場合には、その都度でお声掛けをしていただきたいと思います。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>この[]の、いわゆる最初の計画に対しては、履行されてないということで、伊藤さんあるいは事務局が、この件についてはチェックを入れたのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初の許可が平成11年なので、伊藤委員は当時、農業委員には就いていませんし、委員さんも変わっていきます。事務局としてもそこまで指導していくということは正直行っていません。</p>
<p>唐澤喜廣委員</p>	<p>農業委員としては、自分の該当の範囲で転用についてチェックをしていくことは必要です。言いにくいとは思いますが、転用については控えておき、定期的に確認していくということは今後していかなければいけないと思</p>

唐木義秋委員	<p>ます。 おっしゃられたことは、気を付けて今後はしていききたいと思います。他に、仮に1年という区切りをつけるとして、施工されていないような案件というのは、まだありますか。</p>
事務局	<p>前回、3月の総会において、過去の転用許可案件については事務局でどのように追跡調査等を行っていくか、検討してまとめていきたいというご報告をさせていただいております。もう一度、新年度になりましたので、拾い上げを、現地確認もしながら動いていきたいと思っています。方法も含め、まとめましたら、委員さんへもご報告させていただきたいと思えます。</p>
議長 委員一同	<p>7番の案件について、他にも質問・ご意見などございますか。 (特になし)</p>
議長 委員一同	<p>では、この7番の案件について、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>7番の案件について、可といたします。 議案第3号が終わりましたので、ここで休憩といたします。</p>
	(休憩時間)
	(午後3時40分 再開)
議長	<p>では、再開いたします。続いて、議案第4号に移ります。</p>
議長	<p>議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 7件 8筆</p>
議長	<p>番号4-6について、先に審議をいたします。(松澤良行委員関連) 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、松澤委員は議事に参加できませんので、よろしく願いいたします。 この件について、いかがでしょうか。可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議長	<p>(異議なし) では、番号4-6については可といたします。</p>
議長	<p>番号4-1から4-5、及び4-7について、質問・ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
唐木義秋委員	<p>4-7についてですが、借りる方が■■■■かと思われませんが、契約期間が4年9か月となっていますけれど、5年間耕作してくれるのかという疑問がありますので、お聞きできればと思います。</p>
事務局	<p>4-7について、農地の所有者の■■■■が直接窓口に来られました。以</p>

議 長	<p>前も [] の方に頼んで耕作をしてもらっていたが、その方から今回の [] さんを紹介されたということです。 [] さんは農機具も所有されており、 [] でも耕作されているようで、大丈夫ということで双方が合意されています。他の方の紹介についても案内しましたが、 [] が [] をお願いしたいとおっしゃっていました。もし、駄目なようなら、また別の方を紹介していきたいと思っています。</p> <p>他に質問・ご意見ないようでしたら、この案件全て可といたします。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議 長	では、番号4-1から4-5、及び4-7について、可といたします。
議 長	議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権各筆明細についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程 1件 2筆
議 長 唐木義秋委員	この案件について、質問等ございますか。 議案第1号の農業振興地域整備計画の変更申請・除外1の案件で、 [] という話ではなかったのでしょうか。
事務局	[] というのですが、当面は牧草地となっているので酪農をやっている方にやってもらいたいとの意向です。 [] は酪農をしていないので、やはり酪農をしている方に耕作してもらう形が効率も良いということでお願いしたということになっています。農振除外1の案件ですが、将来的には [] が家の近くの農地は管理されていくという計画だそうです。
議 長	他に質問・意見、ありますか。
委員一同	(特になし)
議 長	なければ本案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、本案件については可といたします。
議 長	議案第6号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程 4件 10筆
議 長	3月17日にあっせんが済んでいるようです。番号4-10から4-12について、個人が買ったり法人が買ったりしているようだが、事務局からの詳細説明を求めます。
事務局	番号4-10については、最初に農業開発公社が買受けをする時点で [] への売渡しをするということが決まっておりましたので、当初の計画

	<p>通り、譲受人が [] になっています。ただ番号4-11・4-12については、 [] が買受人になっていますので、今後は個人ではなく、 [] の名前で買う案件が増えてくるのではないかと思います。</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>はい。他に質問はありますか。よろしいでしょうか。 (特になし)</p>
<p>議 長 委員一同</p>	<p>では、この4件はすべて可とする形でよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>可といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案審議はすべて終了となります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3 協議事項 ①農地取得要件における下限面積について ・下限面積設定における国の動きを説明する。 ・南箕輪村では、全域→30アール、空き家バンク付随農地→1アールで設定され、農業委員会において年に一度、現在の面積で良いか協議することが求められているが、現在、国会でこの下限面積を撤廃する法案が提出されている。この法案が可決されると、令和5年4月1日から下限面積が撤廃されることになる。以上を踏まえ、さしあたり本年度をどのようにすべきか協議をお願いいたします。 (会議資料 P36～P38)</p>
<p>議 長 農業委員</p>	<p>・補足説明をする。 (現状維持で良いとの意見) ・協議の結果、下限面積設定についてはもう1年現状を継続するという ことで決定。</p>
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>②農地あっせん事業について 3件 5筆 ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P39～P49) ・補足説明をする。 ・協議の結果、すべて問題なさそうなので、あっせん会へと進めていく こととする。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>③農業委員会における今後の最適化活動 (活動記録セットの活用) について ・「活動記録セット」の冊子について説明する。 ・先月最適化活動の記録を取っていただくようお願いしたが、農業会議から「活動記録セット」が届いたので、活用したい。</p>

<p>議 長 渡邊健寛委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から月 10 日を目標に、日々の活動内容の記録・記入をし、月ごとに農業委員会の際に提出をお願いしたい。 ・10 日にならなくても、もちろん仕方ないことですが、10 日を目標として活動していただきたいと思います。 ・また、活動記録のデジタル化の要望があったので、今後はこの様式を Excel にしていきたい。 ・補足説明をする。
<p>事 務 局</p>	<p>農地へゴミを捨てられて困るという相談を多く受けるが、以前に事務局からゴミの件は農業委員会がタッチするものではないと聞いた。ゴミに関する相談は活動記録に書くべきものか、関係なくなるのか、その辺りを教えていただきたい。</p>
<p>農業委員 事 務 局</p>	<p>活動記録は総会や会議への出席など農業委員の権限事項、担い手への農地の集積集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入などですが、農業者からの意見という形で気づいたことを書くということで良いと思います。農業者の方も渡邊委員さんが農業委員だと認識しているのでゴミの相談をしてくると思われるので、そういったことも農業者からの相談案件・意見として書いていただいてよいと思います。</p> <p>(複数の相談を一日に受けた場合の記入について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の案件も、同日の案件は1日の活動なので、1日分のカウントとなる扱いと聞いている。
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>④農業委員会協議会総会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会協議会総会の日程について、説明をする。 ・補足説明をする。 ・役員会を4月25日(月)午後1時30分から、協議会総会を5月9日(月)の総会終了後、午後4時頃から行うことと決定した。
<p>事 務 局 議 長</p>	<p>⑤農地買受け借受け希望について 借受希望 3件</p> <p>⑥農地貸付け売渡し希望について 貸付希望 1件2筆 貸付・売渡し希望 5件14筆 売渡し希望 7件35筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地貸付、売渡し希望について説明をする。 ・補足説明をする。 ・活動記録にも繋がるので、委員さんそれぞれで精力的に動いていただきたい。
<p>4 その他</p>	

事務局	<p>①農地相談会の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月12日(土)に行われた農地相談会について報告をする。 (会議資料 P50) ・ 農地台帳に添付したチラシが効果的だった。
事務局	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の日程について説明。 ・ 7月・8月の農業委員会については選挙の関係で村民センターを会場とする予定。
事務局	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村勢要覧を配布。 ・ 6団体マレットゴルフ大会の開催については、コロナ禍でもあり、区長会に一任していることを説明。 ・ 農業共済の収入保険への補助について説明。
議長	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会 以上を持ちまして、第22回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後5時終了)</p>

以上、第22回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年4月25日

議長 前不繁雄

議事録署名委員 唐澤喜慶

議事録署名委員 伊藤 尊